通信添削講座

*** 働きながら合格をめざしたい方の学習をサポートします ***

■個人で受講料を負担し、講座を終了すると、国から2割の補助が出ます。

新しい出題傾向に基づいた模擬問題と受験テキストをもとに、元試験委員の経験を持つ講師陣による添削、アドバイスを通じて、確実な実力アップをめざします。全国平均合格率は測量士約10%測量士補約30%ですが、本講座修了者の合格率は2～3倍の高い合格率となっており、平成24年の受講修了者の合格率は、測量士30%、測量士補46%となりました。

通信添削講座の
お問合せ先
測量継続教育センター
03-5684-3355(直)

◆受講料・講習期間　※1月末日までにお申し込みください！

コース	受講料	講習期間	日数
測量士	56,000円(税込)	12月～5月	約180日
測量士補	50,000円(税込)		

受講料には教材費も含み、受講料の入金確認後、発送。

◆教　材　①受験テキスト　②科目別模範解答集
③通信添削問題ほか

＊お問い合わせは、当支部までお電話・FAX・メールで！

国家試験受験対策用参考書　入荷！

①受験テキスト(24年発刊分)
定価3,500円　会員3,150円　送料550円

②科目別模範解答集（H19年～23年の5年分収録）
定価2,600円　会員2,340円　送料550円

③平成24年問題模範解説集
定価2,300円　会員2,070円　送料390円

※上記3冊まで、まとめた送料は600円です。

教育訓練給付の支給申請手続きについて(当協会の通信教育受講の場合)

＊ 一般的な説明については、ハローワークにお尋ねください。

■ 教育訓練給付制度とは・・・

下記条件に該当する**雇用保険を払っている方(在職者)**または**雇用保険を払っていた方(離職者)**が、当協会の通信教育を受講し、修了証発行基準に達した場合には、当協会に支払った受講料の **20%に相当する額**をハローワーク(公共職業安定所)から受け取ることができます。

■ その条件は・・・

◆在職者の場合・・・(雇用保険の一般被保険者) 当協会の通信教育を受講を開始した日(「受講開始日」)において雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間*が3年以上ある方。給付金を受け取ったことのない者で、教育訓練を開始した日までの間に、被保険者として雇用された期間が1年以上ある方。

◆離職者の場合・・・(雇用保険の一般被保険者であった方)

受講開始日に、一般被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間(注1)が3年以上ある方。

■ 支給額は・・・

支給要件期間が3年以上の方は・・**20%**の金額がハローワークより支給されます。

〈 注1〉 支給要件期間とは・・・〉
○支給要件期間とは、受講開始日までの間に同じ会社に勤め、**雇用された期間**をいいます。
○また、それ以前に他の会社に勤めていて、離職の期間が1年以内の場合は、その期間も通算します。
○離職中に、妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で30日以上受講を開始できなかった場合は、その期間を延長できます。
○過去に教育訓練給付金を受け取っていた場合、その後の支給要件期間が3年以上とならないと受け取ることはできません。

■ 給付金の申請者と申請先は・・・

教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が、**本人の住所を管轄するハローワークに対して、次の書類を提出することによって行います。**代理人、郵送（その場合不着事故防止のためできるだけ簡易書留で）によって提出することも可能です。

■ 提出書類は・・・

1.教育訓練給付金支給申請書
（教育訓練の受講修了後、当協会が用紙を配布します。）

2.教育訓練修了証明書
（当協会が修了認定基準－課題提出 80%以上－に基づいて、受講者の教育訓練修了を認定した場合に発行します。）

3.領収書
（当協会が、受講料を領収した時点で受講票とともに送付しますので、保管しておいてください。）

4.本人・住所確認書類
（申請者の本人確認と住所確認を行うための、官公署が発行する証明書です。具体的には、運転免許証、国民健康保険被保険者証、雇用保険受給資格者証、住民票の写し、印鑑証明書のいずれかです（コピー不可）。郵送申請の場合は、事故防止のため住民票の写し、印鑑証明書のいずれか（コピー不可）に限ります。 ）

5.雇用保険被保険者証
（雇用保険受給資格者証でも可能です。コピーでも可能です。）

6.期間延長通知書
（離職中に、妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で30日以上受講を開始できなかった場合、ハローワークにて申請書を提出しますと、その期間を延長できます。）

◎委任状〔代理人による提出の場合に必要です。〕

■ 申請の時期は・・・

受講修了日の翌日から起算して**1ヶ月以内に支給申請手続を行って下さい。**これを過ぎると申請が受付けられません。

○ 支給要件照会ができます・・・

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における、教育訓練給付金の受給資格の有無について、希望に応じて、ハローワークに照会することができます。

ハローワーク又は当協会で配付する、「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、本人来所、代理人、郵送のいずれかの方法によって、本人の住所を管轄するハローワークに提出して下さい。その際、本人・住所の確認できる書類（支給申請手続の場合の「④本人・住所確認書類」と同じ。ただしいずれもコピー可。）を添付してください。代理人の場合は、さらに委任状が必要です。照会結果は、「教育訓練給付金支給要件回答書」によってお知らせされます。

…以上、当協会HPより抜粋…